

## 船舶事故調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月30日 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市マリーナ内（琵琶湖南東部） 向山四等三角点から真方位262° 1,350m付近 （概位 北緯35° 09.7′ 東経136° 04.5′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>ドンキホーテ</sup> DomQuijoteは、係留中、また、プレジャーボート <sup>エックス</sup> X-2は、着棧作業中、X-2がDomQuijoteに衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート DomQuijote、2.4トン 253-32225 滋賀、個人所有 B プレジャーボート X-2、1.3トン 260-44156 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 後部デッキの破損等 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、マリーナ棧橋に無人の状態ですら着けされていた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、マリーナ棧橋に着棧作業中、船長Bが、棧橋にいるマリーナ作業員1人に操縦席の船首側にくくりつけられていた船首側の係留索を渡そうと操縦席から立ち上がった際、右腕が操縦レバーに当たり、クラッチが前進に入ったので、慌てて操縦レバーを戻した。 B船は、船首が上がるように前進し、船首方に係留されていたA船の船尾甲板に乗り揚げるように衝突した。 船長Bは、着棧作業をするときに、操縦レバーに注意して立ち上がっていただければ右腕が同レバーに当たることがなかったと本事故後に思った。 船長Bは、本事故当時までに1人でマリーナ棧橋に着棧する経験が約20回あった。 船長Bは、本事故時、救命胴衣を着用していた。
分析	B船は、着棧作業中、船長Bが、軽詮索を取ろうとして立ち上がった先、右腕が操縦レバーに当たったことから、クラッチが前進側に入ってB船が前進し、B船の船首が、船首方に係留されていたA船の船

	尾に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、B船が着棧作業中、船長Bが、係留索を取ろうとして立ち上がった際、右腕が操縦レバーに当たったため、クラッチが前進側に入ってB船が前進し、B船の船首が、船首方に係留されていたA船の船尾に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操縦席で、立ったり、振り向いたりするときは、操縦レバー、機器類等に身体等が触れることがないように十分注意すること。</li></ul>